VICIC N0-Vitz 2016

REGULATION

HAND BOOK

N ZERO TEC

N0 Touring Car Endurance Championship

大会開催日程

■ 関東シリーズ

大会	開催日	大会名	開催場所
第 1 戦	3 月 20 日	2016 筑波チャレンジクラブマンレース第 1 戦	筑波サーキット
第 2 戦	8 月 28 日	2016 筑波チャレンジクラブマンレース第 2 戦	筑波サーキット
第 3 戦	11 月 13 日	2016 筑波チャレンジクラブマンレース第 3 戦	筑波サーキット

賞 典

VICIC NO-Vitz 2016 Series 賞典

VICIC　NO－Vitz Series 2016

において以下の賞典が授与されます。

各大会賞典

1位　JAFメダル トロフィー
2位　JAFメダル トロフィー
3位　JAFメダル トロフィー
4位　トロフィー
5位　トロフィー
6位　トロフィー

※　この他、成績を考慮して特別賞が授与されます。

VICIC NO- Vitz Series 2016
競技規定

第1条　大会

「VICIC　NO－Vitz　Series　2016」は国際自動車連盟(FIA)2016年国際モータースポーツ競技規則に準拠した、2016年　JAF国内賎技規則、2016年国内盟技車両規則、本VICIC　NO－Vitz　Series　2016規定、および各大会特別規則書、並びに各サーキット規定に従って開催される。

第2条　組織

本シリーズはビクトリー・サークル・クラブ(以下VICIC)の主管により運営する。
各大会オーガナイザーは社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとにVICIC　NO－Vitz　Seriesの名称を付したレースを組織、開催し、大会組織委員会、競技会審査委員会、競技役員は各大会の特別規則書にて公示される。

第3条　規則の熟知と遵守

エントラントはレースの諸規則ならびに当該大会別に定められた諸規則を熟知し、これを遵守すると共に、各大会オーガナイザー及び競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

第4条　参加資格

JAF国内競技参加者許可証の所持者であること。
ドライバーはJAF国内競技運転者許可証A以上の所持者であること。

第5条　参加車両・クラス区分・ゼッケン番号・ドライバーの装備品

1.車両は別掲の車両規定に合致した物でなければならない。
2.クラス区分：CLASS 1 NetzCupVitzRace 参戦車両(TRD 仕様)
　　CLASS 2 TMSC VitzClubmanRaceSeries 参戦車両
3.ゼッケン番号はVICICが決定する。
4.ドライバーはJAF国内競技車両規則第 4 条「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」に従い装備品を整えること。
　但し、競技用ヘルメットについては当該年度に有効な四輪用のフルフェイスタイプ、耐火炎アンダーウェア、耐火炎ソックスについてはFIA基準 8856-2000 に合致したFIA認定品の着用を義務付ける。
5.頭部及び頚部の保護装置の装着を推奨する。尚、装着する場合は、FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項第３章「ドライバーの装備品」に合致すること。

第6条　保険

1.各大会の大会特別規則書の規定に従うこと。
2.各大会の大会特別規則書に規定が無い場合、ドライバーは 900 万円以上、チームクルーは 400 万円以上の有効な生命保険に加入していなければならない。

第7条　ドライバー及びチームクルーの遵守事項

参加者、ドライパー及びチームクルーは秩序ある行動をとること。そして相互に、また競技役員を含む全ての関係者に対して攻撃的または侮辱的な言動をとる事は厳に慎まなければならない。この条項に違反した場合は訓戒から失格までの罰則が与えられる。

第8条　罰則

1.サーキットにおけるドライブ行為の規律
　ドライバーはFIA国際競技規則付則 L 項第4章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」及び当該大会に有効な安全規定及びそれに準ずる規定を遵守しなくてはならない。
　この条項に違反し、危険行為と判断されたドライバーは当該競技の罰則規定により罰せられる。
2.車両規則違反
　ドライパーは本車両規定、該当するJAF国内競技車両規定および当該サーキットの車両規定を遵守しなければならない。
　この条項に違反した場合、当該競技会審査委員会の審議により、失格など重い罰則が課せられることがある。

第　9条　広告スペース

参加者はVICIC及び協賛各社、当該オーガナイサーの為に広告専有スペースを提供しなければならない。

第10条　ゼッケン番号とクラス区分

1.ゼッケン及びゼッケンベースはTMSC指定の物を使用し、下図の通りの位置及び角度で貼り付けなくてはならず、その他の場所には貼り付けないこと。
2.エントラントに頒布するゼッケン及びゼッケンペースは原則として 1 セットまでとする。それ以上の枚数が必要となった埋合、VICI

Cにその旨申し出を行い、必要と認められた場合に限り頒布される。

＜1 桁及び 2 桁のゼッケンの場合＞

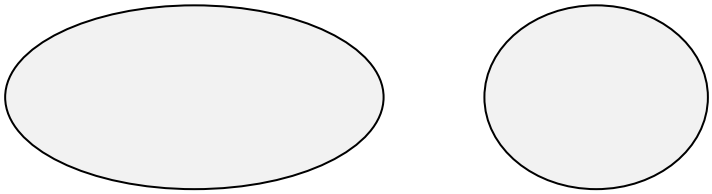

<3 桁のゼッケンの場合＞

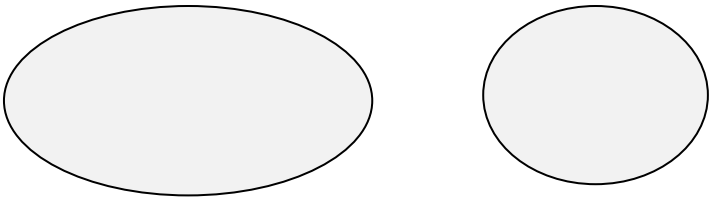

3.ゼッケン番号は、新規に登録するものとし、VICICが定める期間内に参加登録を行うこととする。
※「**TMSC Vitz Clubman Race Series 2012**」以降に参加登録した参加者はこの限りになく、既に登録したのゼッケン番号を継続して使用するものとする。
※ CLASS1に参戦のNCP131型車のゼッケンは2012年、2013年「NetzCupVitzRace」参戦時のゼッケンに識別のマークステッカーを貼付して対応するものとする。
4.原則、各自が希望するゼッケンを認めるが、同一番号を希望するものが重複した場合はVICICがこれを決定する。
5.ゼッケン番号の登録はVICICが定めた書式に則り、定められた期日までに申請するものとする。
6.ゼッケン番号の頒布価格は1組4，200円とし、VICICが半額を負担し、参加者は2，100円を負担するものとする。
7.クラス区分識別ステッカー[CLASS-1][CLASS-2]はVICICより配布し、各自参加車両の両サイドリアウインドウに貼付するものとする。

第11条 参加申込

シリーズ戦の各大会への参加申し込みは、当該大会オーガナイザー宛に行うものとする。
※ 参加申込受付期間については各大会オーガナイザー宛にお問い合わせください。
※ 各大会開催日の 2 ヶ月前を目安に下記連絡先まで各大会特別規則書及び申し込み書類を請求し、手続きを行なってください。
※ 参加申込書に記載する車名には必ず「ヴィッツ」又は「Vitz」の文字を含めて記載してください。
◎ 参加申込書／大会特別規則書の請求及び問い合わせ先

〒250-0012 神奈川県小田原市本町 4-3-43

ビクトリーサークルクラブ（VICIC）

TEL: 0465-22-9346

第12条 大会のレース距離及び決勝出走台数

■ 関東シリーズ

大会	開催場所	距離	LAP	レース距離	決勝出走台数
第 1 戦	筑波サーキット	2.045	15	30.68km	30 台
第 2 戦	筑波サーキット	2.045	15	30.68km	30 台
第 3 戦	筑波サーキット	2.045	15	30.68km	30 台

第13条 車両の交換

参加受付後の車両交換は、いかなる場合も認められない。

第14条 大会期間中のエンジン交換

当該大会期間中のエンジン交換は、いかなる場合も認められない。

第15条 大会期間中のトランスアクスル交換及び作業

当該大会期間中のトランスアクスル交換及びトランスアクスルの脱着及び本体の分解を伴う作業は、認められない。

第16条　ボディーの修復

ボディーの修復に関しては、原形への復帰に限り認められる。
この際は技術委員長に申告の上、指示に従って作業を行うものとする。

第17条　タイヤ

各クラスとも車両規定を参照のこと

第18条　燃料

競技車両が大会参加時に使用する燃料は、JAF国内競技車両規則第3編第1章第9条「燃料」の項に従い、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている(潤滑油以外のいかなる添加物も含まない)自動車用無鉛燃料(ガソリン)を使用すること。

第19条　エアバッグコンピューター

公式車両検査開始前までには、エアバッグコンピューターのコネクターを取り外しておくこと。また、競技中も常にその状態を維持していなければならない。なお、競技終了後公道走行チェック時には該当コネクターを接続しておくこと。

第20条　公式車両検査

公式車両検査に合格した車両は、いかなる改造(加工・交換・追加・変更)も認められない。また、使用や事故による摩耗や損傷した部品の交換(修復)は当該大会技術委員長の許可を受けた上で行う事とする。その際、当該車両は再車両検査により承認を得なければならない。

第21条　レーススタート方式

レーススタート方式はグリッドスタートとし、レースは各レース特別規則書に基づいて行われる。

スターティンググリッドは予選タイムの早い順に決定される。

各レースにおいて、最後方から7台分のスターティンググリッドをSCP10

型で参加するエントラントのために用意する。

出走台数の変動等は別途公式通知によって示される。

第22条　車両保管(車両の場外持ち出しの禁止)

1.競技車両は、予選・決勝終了後に当該大会役員により車両保管される場合がある。その際には、競技参加者は車両保管解除後に車両整備が認められる。
2.競技車両は、公式車検を受けて以降、レース終了後の公道走行チェックを受けるまで、当該サーキットの場外へ持ち出すことは認められない。
3.当該大会期間中にリタイヤした場合、リタイヤ届けの受理後に特別に公道走行チェックを受けなければ車両の持ち出しは認められない。

第23条　車両整備

大会期間中に認められる車両整備は以下のとおりとする。但し、技術委員長の許可がある場合はこの限りではない。

①エンジンオイル、トランスミッションオイルの点検補充、交換。
②ブレーキ、クラッチフルードの点検補充、交換エアー抜き作案。
③冷却水の点検、クーラント又は水の補充。
④バッテリー液量点検、蒸留水の補充。
⑤タイヤ、ホイールの清掃。
⑥タイヤエアー圧点検、調整。
⑦ホイール取り付け状態の点検、締め付け確認。
⑧調整ダイヤルによるショックアブソーバ減衰力調整。
⑨ウォッシャー液量点検、ウォッシャー液又は水の補充。
⑩ガソリン給油。
⑪各種ステッカーの交換。
⑫シリンダヘッドカバーを脱着してのローラーロッカー及びステムキャップシムの点検・修復。
⑬上記項目以外で車両より部品の取外しを伴わない各部の清掃。

第24条　公道走行チェック

1.全ての参加車両に対して、レース終了・車両保管解除後に、一般公道における安全な運行が可能であることを確認する為の公道走行チェックが義務付けられる。
2.決勝レース終了・車両保管解除後に当該大会役員立会のもとで、VICICが指定した検査員が当該大会オーガナイサーによって定められた場所にて実施する。
全ての参加車両は検査開始から60分以内にチェック準備を整え、待機エリアに車両を移動しなければならない。
3.決勝レースに不出場またはリタイヤした場合も、当該大会競技役員の指示に従い公道走行チェックを受けなくてはならない。
4.検査項目:検査箇所は以下のとおりとする。

①車体外板

②かじ取り装置
③制動装置
④走行装置
⑤緩衝装置
⑥動力伝達装置
⑦電気装置
⑧原動機
⑨排気系
⑩灯火装置・方向指示器
⑪警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置
⑫競技走行において異常が認められた箇所
検査内容はJAF指定の「自動車登録番号標車両によるレース終了後の車両検査票」に従う。
更に下記検査内容を追加する。
・エアバッグコンピューターのコネクター接続
・最低地上高(9cm 以上)
・牽引用穴あきフックの取り外し

5.検査の合否と処置
公道走行チェックにおいて一般公道における運行に不適と判断された車両はVICICが管理し、VICICの指示に従い規定の場所までキャリアカーで移動しなければならない。(キャリアカーの手配及び費用は当該参加者負担)規定の場所とは車両所有者または使用者の保管場所、もしくは自動車整備工場とする。
なお、検査において不具合箇所が指摘された車両は、当該箇所の整備作業が完了していることが分かる書面、資料、写真等が提示されないと、それ以降の本レースへの参加は受理されない。

6.検査を受けなかった場合
参加車両が本検査を受けなかった場合、その競技成績は抹消され、且つその参加者、ドライバー及び車両のそれ以降の本レースへの参加は認められない。入賞した車両の競技成績が本項によって抹消された場合その車両の、後順位の車両の順位は繰り上げられない。

第25条　賞典の制限

1.賞典は決勝出走台数により次のように制限される。

出走台数	賞　典
3台	1位のみ
4台	2位まで
5台	3位まで
6～7台	4位まで
8台以上	6位まで

2.不可抗力によるレース中止の場合の取扱い

1)先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合レースは成立せず、賞典は与えられない。
2)車両が2周回以上を完了し、かつ当初のレース距離未満でレースが中止された場合レースは成立し、賞典は与えられる。

第26条　本規定に記載されていない項目

本規定に記載されていない全ての項目は、各大会の特別規則書及び公式通知により示される。なお、本規定の変更や解釈は、VICICブルテンとしてVICICより公示される。

CLASS - 1

車両規定

車両

参加車両はトヨタ・Vitz RS TRD Racing(車両型式:NCP91-VPMKMV)、トヨタ・Vitz RS Racing(車両型式:NCP131-VPNTMV)とし、本規定で定められていない項目については、2016 年JAF国内競技車両規則第 3 編第 5 章「スピードSA車両規定に従っていなくてはならない。また、道路運送車両法 保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならず、一般公道で有効な任意保険にも加入していること。なお、乗車定員の変更は認められない。

定義

1.指定部品:T.R.A.より使用が義務付けられた部品。
指定定部品以外の使用は純正部品も含み認められない。
2.認定部品 : T.R.A.より使用が認められた部品。
認定定部品以外に純正部品の使用も認められる。
※VICICが認めた(車両規定及びブルテンに記戦されている)場合を除き、認定部品に対する加工・変更等の改造は認められない。

第1条 安全規定

改造及び付加物の取り付けなどにより当該大会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

1-1)安全ベルト
①フルハーネスタイプかつ4点式以上のFIA公認安全ベルトの使用を義務付ける。
②ラベルに表示の使用期限を過ぎた物やストラップ、構成部品等に異常があるものの使用は厳禁する。
③取り付けに関しては2016年国内競技車両規則第4編「ラリー競技及びスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」の条件を満たす事。
④4点式以上の安全ベルトは競技中のみ装着する事が許される。
したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルトを装着すること。

1-2)消火器
全ての車両に消火器の装着が推奨される。
但し取り付ける埋合は2016年 JAF 国内競技車両規則第 3 編第5章第1条1.3)消火器の項に従う事。

1-3)ロールケージ
TRA 指定のロールケージを使用することが義務付けられる。
なお、乗員保護の為に頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は緩衝材で覆われていなくてはならない。
品番:66510-NP900(ロールケージセット)
品番:66510-KP300(ロールケージ Assy)
品番:66522- NP900(ロールケージパッド)

1.-4.)サーキットブレーカー
取り付けは認められない。

1-5)イグニッションスイッチ
イグニッションスイッチはその位置が確認できるよう「黄色」で明示しなければならない。

1-6)牽引用穴あきブラケット
フロント側、リヤ側共にVICIC認定の牽引用穴あきブラケットの使用が義務付けられる。
但し、フロント側牽引用穴あきブラケットについては一般公道では使用しないこと。
品番:51960-NP900(フロント牽引フック)
品番:51967-NP900(リヤ牽引フック)
品番:51960-KP300(フロント牽引フック)
品番:51967-KP300(リヤ牽引フック)

第2条 改造規定

参加車両は当規定の「安全規定」と以下の各項に従ったものでなければならない。また、当規定に定められていない項目は、変更(取り外し・追加・使用方法等)及び加工等の改造は認められない。更に、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着はその効果の有無を問わず一切許されない。但し国内で販売される同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される(輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。また、同一型式車種にレス仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にする事は許される。但しダイアグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

第3条 エンジン・エンジン補機類

3-1)エンジン本体
エンジン本体は純正仕様のまま搭載されていなくてはならない。

純正仕様と異なる一切の加工・変更・改造は認めない。

3-2)エンジンマウント

TRA 認定部品への変更が認められる。

品番:12305-NP900(エンジンマウント RH)

品番:12372-NP900(エンジンマウント LH)

品番:12372-KP300(エンジンマウント LH)

品番:12363-NP900(エンジンマウント RR)

3-3)フライホイール

加工・変更等の改造は認められない。

3-4)オイルポンプ

加工・変更等の改造は認められない。

3-5)オイルフィルター

変更は自由。但し、取り付け位置の著しい変更は認められない。また、油温・油圧の計測を目的としたセンサー取り付けの為、認定部品のアタッチメントを使用することは認められる。

3-6)オイルフィラーキャップ

変更は自由。

第4条　電気系統

電気的に、諸装置を作動・調整する事ができる装置(ECU 等全てのコンピューター類のコントローラーを含む)は当初から装着されている物及び当規定で認められた物を除き装着は許されない。

4-1)バッテリー

本体の変更は認められるが、本体外寸は当初の物と同等でなくてはならない。また、取り付けステーにて確実に固定されていなくてはならず、搭載位置の変更は認められない。なお、ボディーアース線の追加・加工・変更等の改造は認められない。

4-2)オルタネーター

加工. 変更等の改造は認められない。

4-3)点火系統

T.R.A.認定の点火プラグの使用が認められる。

但し、使用する4本の点火プラグは同一品番の物でなくてはならない。

また、イグニッションコイルは加工・変更等の改造は認められない。

品番:10901-SP060-22(TRD レーシングプラグ)

品番:90919-01243(スパークプラグ)

品番:90919-01247(スパークプラグ)

4-4)セルモーター

加工・変更等の改造は認められない。

4-5)ECU

追加及び加工・変更等の改造は認められない。

4-6)配線

当規定で認められている部品を取り付ける為の最小限の加工のみ認められる。

第5条　吸排気系

5-1)エアクリーナー

エレメントに限り T.R.A.認定部品へ変更が許される。

それ以外の改造は認められない。

品番:MS155-00004(スポーツエアクリーナー・旧品番:17801-NP900)

5-2)吸気・排気マニホールド

加工・変更等の改造は認められない。

5-3)マフラー及び排気管

加工・変更等の改造は認められない。

5-4)マフラーサポート

T.R.A.認定部品への変更が認められる。

品番:17565-NP900(マフラーサポート)

5-5)排出ガス

完全暖機運転後アイドリング状態にて、CO:1%・HC:300ppm を超えないこと。

第6条　冷却系統

6-1)ラジエター

ラジエター本体の追加及び加工・変更等の改造は認められない。

また、導風板やダクトの取り付けも認められない。

但し、ラジエターキャップは変更が認められる。

6-2)サーモスタット

変更及び取り外しは認められる。

但し、取り付け部の加工は認められない

6-3)ラジエターファン及びファンスイッチ

ラジエターファンの加工・変更・追加等の改造は認められない。

6-4)ラジエター配管
加工・変更等の改造は認められない。
6-5)オイルクーラー
オイルクーラーの取り付けは認められない。

第7条　シャシー

7-1)最低地上高
最低地上高9cm 以上を確保すること。
7-2)全長及び全幅
変更は認められない。
7-3)最低重量
最低重量は1010kg とし、これを下回ってはならない。
7-4)ラバーマウント＆ブッシュ
T.R.A.認定部品への変更が認められる。
品番:48609-NP900(フロントアッパーサポート)
品番:48755-NP100(リアアッパーサポート)
品番:48752-NP900(リア・サスペンションサポートストッパー)
品番:48654-NP900(フロントロワアームブッシュ)
品番:48725-NP900(リア・サスペンションアームシートインナー)
品番:48725-NP910(リア・サスペンションアームシートアウター)

第8条　駆動系

8-1)クラッチ
T.R.A.認定部品の使用が認められる。
品番:31210-AE100(クラッチカバー)
品番:31250-AE963(クラッチディスク)
品番:31250- NP900(クラッチディスク)
組み合わせについては純正部分を含め自由とする。
また、クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。
8-2)トランスアクスル
加工・変更等の改造は認められない。
但し、シンクロナイザーリングについては T.R.A.認定部品の使用が認められる。
品番:33368-20080(サードギア・シンクロナイザーリング)
8-3)変速レバー
ボルトオンで装着できる物に限り変更が認められる。
8-4)シフトノブ
変更は自由。但し、シフトパターンは運転席から容易に識別できるように表示すること。
8-5)デイファレンシャル
NCP131については標準品およびメーカーオプション品のみが使用できる。
NCP91については T.R.A.指定のディファレンシャルの使用が義務付けられる。
またオーバーホールやイニシャル調整については T.R.A.認定部品を使用することを条件に認められる。
それ以外の加工、・変更などの改造は認められない。
<指定部品>
品番:41301-AW004(機械式 L.S.D.)
<認定部品>
品番:40107-AW101(リペアキット)
品番:40101-AW101(イニシャルトルク調整シム t=0.1)
品番:40101-AW102(イニシャルトルク調整シム t=0.2)
8-6)最終減速比
ファイナルギヤの加工・変更等の改造は認められない。

第9条　制動装置

ボルトオンにて装着可能なブレーキパッド・ホースに限り変更が許される。

第10条　サスペンション

サスペンション及びその取り付け部位の補強は認められない。
10-1)スプリング
T.R.A.指定部品の使用が義務付けられる。
品番:48131-KP300(フロントスプリング)
品番:48231-KP300(リアスプリング)
品番:48131-NP910(フロントスプリング)
品番:48231-NP920(リアスプリング)

10-2)ショックアブソーバー

T.R.A.指定部品の使用が義務付けられる。
品番:48510-KP300(フロントショックアブソーバーRH)
補給部品品番: 48510-KP310
品番:48520-KP300(フロントショックアブソーバーLH)
補給部品品番: 48520-KP310
品番:48530-KP300(リアショックアブソーバー)
補給部品品番: 48530-KP310
品番:48510-NP910(フロントショックアブソーバーRH)
品番:48520-NP910(フロントショックアブソーバーLH)
品番:48530-NP910(リアショックアブソーバー)

10-3)フロントバンプラバー
T.R.A.指定部品の使用が義務付けられる。
品番:48304-WY010(バンプラバー)
品番:48341-12170(バンプラバー)

10-4) スタビライサー
加工・変更等の改造は認められない。
10-5)アーム及びロッド類
T.R.A.認定部品のブッシュ変更は認められるが、それ以外の加工・変更等の改造は一切認めない。

第11条 タイヤ及びホイール

①使用するタイヤは一般に市販されるラジアルタイヤとし、VICICが通称「Sタイヤ(モータースポーツ専用タイヤ)」と判断したタイヤの使用は認められない。.
②使用できるタイヤサイズは「195/55R15」のみとし、全て同銘柄(左右非対称パターンを含む同一トレッドパターン)とする。
③タイヤ及びホイールはいかなる場合も他の部分と接触してはならない。
④タイヤ及びホイールは車軸中心より前方30度・後方50度の範囲内でフェングーから突出してはならない。
⑤タイヤ中心より両側50mm の範囲内は常にタイヤ溝深さを1.6mm 以上有すること。また、轍にタイヤのスリップサインは出ていてはならない。
⑥タイヤの加工または当該大会技術委員長により加工していると判断されるものは使用を認められない。
⑦ウオームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は認められない。
⑧使用できるホイールは「15 インチ/7.0JJ+48」または「15 インチ/7.0J+48」とし、四輪全て同一のものを使用すること。
⑨ホイールはスチール製、または JWL・VIA マークの刻印された軽合金製とする。
⑩ホイールナットの材質及び形状の変更は認められる。但しホイールディスク面より突出しないことを条件とする。
⑪ホイールスペーサーの使用は認められない。

第12条 車体

12-1)自動車登録番号標
加工・変更等の改造は認められない。
12-2)空力装置
NCP131にあっては追加は認められない。
NCP91にあっては T.R.A.認定部品の使用が認められる。
品番:08154—52200-##(フロントスポイラー)
12-3)ポンネット及びトランク
加工・変更等の改造は認められない。
12-4)リヤゲートダンパー
取り外すか、あるいはオイル及びガスを抜くことにより作動しないようにしなくてはならない。
12-5)バンパー
加工・変更等の改造は認められない。
NCP91にあっては、マイナーチェンジ後(2008/9～)のバンパーとそれ以前(～2008/9)のバンパーを交換する車は認める。但し、バンパーを交換する場合、前後バンパー、両フェンダー、ヘッドライト、ドアミラーの仕様もそれに合わせ変更すること。
上記の交換作業に付随する最小限の配線の加工は認める。
12-6)ミラー
室内および室外のミラーの加工・変更は認められない。
NCP91については T.R.A.認定部品の使用が認められる。
品番:08411-52050-##(サイドターン付きミラー)
12-7) フロントガラス
純正品以外でも道路運送車両の保安基準に合致した物の使用を認める。
12-8) サイド及びリヤガラス
道路運送車両の保安基準に合致した無色のサイドガラス及びリヤガラスを使用すること。また塗装及び色付フィルムの貼り付けや、ステッカーの貼り付けはTMSCが認めたもの以外は許されない。
12-9) ボディー補強
空洞への充填材注入(当初より充填されている部位を除く)も含み、一切の補強は認められない
12-10) タワーバー、ブレース

追加及び加工・変更等の改造は認められない。但し、タワーバー本体の交換は認める。

12-11) 水／泥はねよけ

追加及び加工・変更等の改造は認められない。

12-12) エンジンアンダーカバー

追加及び加工・変更等の改造は認められない。

12-13) アンダーガード

取り付けは認められない

12-14)エンブレム

車両前後に取り付けられているエンブレムの取り外し・加工などの変更は認められない。

12-15) フォグランプ

取り外しのみ認められる。但し、取り外した場合には簡易的ではない方法で蓋をすること。また、蓋はバンパー内側から取り付ける事とし、蓋の取り付けによって空力的性能の向上があってはならない。なお、取り外しを行わない場合はガラス飛散防止策を行うこと。

12-16)グリル

加工・変更等の改造は認められない。

NCP91にあってはT.R.A.認定部品の使用が認められる。

品番:08423-52280-##(スポーツグリル)

12-17)テールランプ

加工・変更等の改造は認められない。

NCP91にあってはT.R.A.認定部品の使用が認められる。

品番:08538-52200(クリアテールランプ)

第13条 車体内部

13-1)内装

当規定で定められている部品の取り付けに伴う最小限の内装切除は認められる。それ以外の、当規定で定められていない車室内の全ての部品は切除及び加工・取り外しすることは認められない。

13-2)防音材

加工・変更等の改造は認められない。

13-3)ステアリングホイール

加工・変更等の改造は認められない。

13-4)ペダルカバー及びヒールプレート

装着する事が認められる。但し確実に取り付けること。

13-5)フットレスト・ニーレスト

装着する事が認められる。但し確実に取り付けること。

13-6)座席

運転席側シート及び助手席側シートに限り変更が認められる。変更する場合は JAF 国内競技車両規則第 3 編 5 章 9 条9.4.5の規定と推奨条件を満たすこと。また、後部座席ヘッドレストについては競技中のみ取り外すことが認められる。

13-7)障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着する事が出来る。但し健常者の使用は認められない。

13-8)ヒーター・エアコン

ヒーター及びエアコンの取り外しは認められない。また正常に機能していなくてはならない。

13-9)補助メーター

追加は認められない。

NCP91にあってはT.R.A.認定部品の使用が認められる。

但し、標準で装着されているメーター類は当初の機能を保持していなければならない。

品番:83001-NP900(3連メーター)

品番:83270-SP030(タコメーター)

品番:83410-SP020(水温計)

品番:83510-SP020(油圧計)

品番:83580-SP020(油温計)

品番:16332-SP010(水温センサーアタッチメント)

品番:15671-SP000(油温油圧センサーアタッチメント)

品番:83291-SP000(コントロールユニット)

13-10) データロガー

取り付け・搭載は認められない。

13-11) ラップタイム自動計測装置

ラップタイム自動計測装置は、ラップタイム計測以外機能を持たず、電源をシガーライターソケットから取るものに限り取り付けを認める。

13-12) インナーミラー

インナーミラーの加工・変更等の改造は認められない。

第14条 アクセサリー部品

JAF 国内車両規則第4編付則に定められた「アクセサリー等の自動車部品」であっても、下記及び当該車両規定に定めるもの以外は、取り付け・取外し・変更は認められない。

〇取り付け・変更が可能な部品
コーナーセンサー、コーナープロテクター、ドアエッジプロテクター、ナンバーフレーム、サイドパイザー、スカッフプレート、警音器、空気洗浄機、ナビゲーションシステム、音響／映像機器、盗難警報システム、ETC 車載器
〇取外しが可能な部品
アンテナ

第15条　統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、出来る限り加工・変更等の改造の範囲を最小限に留めた車両で、平等な条件の下に一人でも多くの人が「VICIC NO－Vitz Series 2016」に参加出来ることを目的として作成されたものであり、本規定の解釈に万一疑義が生じた場合は当該大会技術委員長の解釈をもって最終とする。

第16条　本規定に記載されていない項目

本規定に記載されていない全ての項目は、各大会の特別規則書及び公式通知により示される。なお、本規定の変更や解釈は、VICICブルテンとしてVICICより公示される。

CLASS - 2

車両規定

車両

参加車両はトヨタ・Vitz RS TRD Racing(車両型式:NCP91-VPMKMV)、トヨタ・Vitz RS Racing(車両型式:NCP131-VPMKMV)とし、本規定で定められていない項目については、2016 年JAF国内競技車両規則第 3 編第 5 章「スピードSA車両規定に従っていなくてはならない。また、道路運送車両法 保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならず、一般公道で有効な任意保険にも加入していること。なお、乗車定員の変更は認められない。

定義

1.認定部品: VICICより使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。
※VICICが認めた(車両規定及びブルテンに記戦されている)場合を除き、認定部品に対する加工・変更等の改造は認められない。
※VICIC認定部品品番はTRD部品品番に順ずるものとします。

第1条 安全規定

改造及び付加物の取り付けなどにより当該大会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

(Rev.01)

1-1)安全ベルト
①フルハーネスタイプかつ4点式以上のFIA公認安全ベルトの使用を義務付ける。
②ラベルに表示の使用期限を過ぎた物やストラップ、構成部品等に異常があるものの使用は厳禁する。
③取り付けに関しては2016年国内競技車両規則第4編「ラリー競技及びスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」の条件を満たす事。
④4点式以上の安全ベルトは競技中のみ装着する事が許される。
したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルトを装着すること。

1-2)消火器
全ての車両に消火器の装着が推奨される。
但し取り付ける埋合は2016年 JAF 国内競技車両規則第 3 編第5章第1条1.3)消火器の項に従う事。
1-3)ロールケージ
VICIC認定のロールケージを使用することが義務付けられる。なお、乗員保護の為に頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は緩衝材で覆われていなくてはならない。
品番:66510-NP900(ロールケージセット)
1.-4.)サーキットブレーカー
取り付けは認められない。
1-5)イグニッションスイッチ
イグニッションスイッチはその位置が確認できるよう「黄色」で明示しなければならない。
1-6)牽引用穴あきブラケット
フロント側、リヤ側共にVICIC認定の牽引用穴あきブラケットの使用が義務付けられる。
但し、フロント側牽引用穴あきブラケットについては一般公道では使用しないこと。
品番:51960-NP900(フロント牽引フック)
品番:51967-NP900(リヤ牽引フック)

第2条 改造規定

参加車両は当規定の「安全規定」と以下の各項に従ったものでなければならない。また、当規定に定められていない項目は、変更(取り外し・追加・使用方法等)及び加工等の改造は認められない。更に、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着はその効果の有無を問わず一切許されない。但し国内で販売される同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される(輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。また、同一型式車種にレス仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にする事は許される。但しダイアグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

第3条 エンジン・エンジン補機類

3-1)エンジン本体
エンジン本体は純正仕様のまま搭載されていなくてはならない。
純正仕様と異なる一切の加工・変更・改造は認めない。
3-2)エンジンマウント
TMSC認定部品への変更が認められる。
品番:12305-NP900(エンジンマウント RH)

品番:12372-NP900(エンジンマウント LH)
品番:12363-NP900(エンジンマウント RR)
3-3)フライホイール
加工・変更等の改造は認められない。
3-4)オイルポンプ
加工・変更等の改造は認められない。
3-5)オイルフィルター
変更は自由。但し、取り付け位置の著しい変更は認められない。また、油温・油圧の計測を目的としたセンサー取り付けの為、認定部品のアタッチメントを使用することは認められる。
3-6)オイルフィラーキャップ
変更は自由。

第4条 電気系統

電気的に、諸装置を作動・調整する事ができる装置(ECU等全てのコンピューター類のコントローラーを含む)は当初から装着されている物及び当規定で認められた物を除き装着は許されない。
4-1)バッテリー
本体の変更は認められるが、本体外寸は当初の物と同等でなくてはならない。また、取り付けステーにて確実に固定されていなくてはならず、搭載位置の変更は認められない。なお、ポディーアース線の追加・加工・変更等の改造は認められない。
4-2)オルタネーター
加工. 変更等の改造は認められない。
4-3)セルモーター
加工・変更等の改造は認められない。
4-4)ECU
追加及び加工・変更等の改造は認められない。
4-5)配線
当規定で認められている部品を取り付ける為の最小限の加工のみ認められる。

第5条 吸排気系

5-1)エアクリーナー
エレメントに限り変更が認めれる。それ以外の改造は認められない。
5-2)吸気・排気マニホールド
加工・変更等の改造は認められない。
5-3)マフラー及び排気管
VICIC認定部品への変更が認められる。
5-4)マフラーサポート
VICIC認定部品への変更が認められる。
5-5)排出ガス
完全暖機運転後アイドリング状態にて、CO:1%・HC:300ppm を超えないこと。

第6条 冷却系統

6-1)ラジエター
ラジエター本体の追加及び加工・変更等の改造は認められない。また、導風板やダクトの取り付けも認められない。但し、ラジエターキャップは変更が認められる。
6-2)サーモスタット
変更及び取り外しは認められる。
6-3)ラジエターファン及びファンスイッチ
ラジエターファンの加工・変更等の改造は認められない。ラジエターファンを強制的に駆動させる、ON・OFF が手動で可能なスイッチの取り付けは認められる。
6-4)ラジエター配管
リザーバータンクの加工・変更等の改造は認められない。また、ホース類の変更と、水温の計測を目的とした温度センサー取り付けで認定部品のアタッチメントを使用した加工は認められる。
6-5)オイルクーラー
オイルクーラーの取り付けは認められない。

第7条 シャシー

7-1)最低地上高
最低地上高9cm 以上を確保すること。
7-2)全長及び全幅
変更は認められない。
7-3)最低重量
最低重量は1010kg とし、これを下回ってはならない。
スペアタイヤをバラストとして使用する場合は標準の取り付け方法により確実に取り付けること。また、その他のバラストの使用は認められない。

第8条　駆動系

8-1)クラッチ
VICIC認定部品の使用を推奨する。
また、クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。
8-2)トランスアクスル
加工・変更等の改造は認められない。
8-3)変速レバー
ポルトオンで装着できる物に限り変更が認められる。
8-4)シフトノブ
変更は自由。
8-5)デイファレンシャル
VICIC認定のデイファレンシャルの使用を推奨する。
オーバーホールやイニシャル調整についてはTMSC認定部品の使用を推奨するが、性能向上を目的とした加工・変更等を含み改造は認められない。
8-6)最終減速比
ファイナルギヤの加工・変更等の改造は認められない。

第9条　制動装置

一切の加工・改造を伴わず装着可能な「ブレーキパッド」「ブレーキシュー」「ブレーキホース」「純正品と同形状のローター」に限り変更が許される。

第10条　サスペンション

サスペンション及びその取り付け部位の補強は認められない。
10-1)スプリング
道路運送車両の保安基準に抵触しない範囲で変更は自由とする。
10-2)ショックアブソーバー
道路運送車両の保安基準に抵触しない範囲で変更は自由とする。
10-3) スタビライサー
純正仕様の取り付け位置を変更しない限り、スタビライザーの変更は自由とする。

第11条　タイヤ及びホイール

①使用するタイヤは一般に市販されるラジアルタイヤとする。.
②使用できるタイヤサイズは「195/55R15」のみとし、全て同銘柄(左右非対称パターンを含む同一トレッドパターン)とする。
③タイヤ及びホイールはいかなる場合も他の部分と接触してはならない。
④タイヤ及びホイールは車軸中心より前方30度・後方50度の範囲内でフェングーから突出してはならない。
⑤タイヤ中心より両側50mm の範囲内は常にタイヤ溝深さを1.6mm 以上有すること。また、轍にタイヤのスリップサインは出ていてはならない。
⑥タイヤの加工または当該大会技術委員長により加工していると判断されるものは使用を認められない。
⑦ウオームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は認められない。
⑧使用できるホイールは「15 インチ」を使用すること。
⑨ホイールはスチール製、または JWL・VIA マークの刻印された軽合金製とする。
⑩ホイールナットの材質及び形状の変更は認められる。但しホイールディスク面より突出しないことを条件とする。
⑪ホイールスペーサーの使用は認められない。

第12条　車体

12-1)自動車登録番号標
加工・変更等の改造は認められない。
12-2)空力装置
VICIC認定部品の使用が認められる。
12-3)ボンネット及びトランク
加工・変更等の改造は認められない。
12-4)リヤゲートダンパー
取り外し、あるいはオイル・ガスを抜き作動しないようにしなくてはならない。
12-5)バンパー
加工等の改造は認められない。
マイナーチェンジ後(2008/9～)のバンパーとそれ以前(～2008/9)のバンパーを交換する車は認める。但し、バンパーを交換する場合、前後バンパー、両フェンダー、ヘッドライト、ドアミラーの仕様もそれに合わせ変更すること。
上記の交換作業に付随する最小限の配線の加工は認める。
12-6) フロントガラス
純正品以外でも道路運送車両の保安基準に合致した物の使用を認める。
12-7) サイド及びリヤガラス
道路運送車両の保安基準に合致した無色のサイドガラス及びリヤガラスを使用すること。また塗装及び色付フィルムの貼り付け

や、ステッカーの貼り付けはVICICが認めたもの以外は許されない。

12-8) ボディー補強

空洞への充填材注入(当初より充填されている部位を除く)も含み、一切の補強は認められない

12-9) タワーバー、ブレース

追加及び加工・変更等の改造は認められない。但し、タワーバー本体の交換は認める。

12-10) 水／泥はねよけ

追加及び加工・変更等の改造は認められない。

12-11) エンジンアンダーカバー

追加及び加工・変更等の改造は認められない。

12-12) アンダーガード

取り付けは認められない

12-13) フォグランプ

取り外しのみ認められる。但し、取り外した場合には簡易的ではない方法で蓋をすること。また、蓋はバンパー内側から取り付ける事とし、蓋の取り付けによって空力的性能の向上があってはならない。なお、取り外しを行わない場合はガラス飛散防止策を行うこと。

第13条 車体内部

13-1)内装

当規定で定められている部品の取り付けに伴う最小限の内装切除は認められる。それ以外の、当規定で定められていない車室内の全ての部品は切除及び加工・取り外しすることは認められない。

13-2)防音材

加工・変更等の改造は認められない。

13-3)ステアリングホイール

加工・変更等の改造は認められない。

13-4)ペダルカバー及びヒールプレート

装着する事が認められる。但し確実に取り付けること。

13-5)フットレスト・ニーレスト

装着する事が認められる。但し確実に取り付けること。

13-6)座席

運転席側シート及び助手席側シートに限り変更が認められる。変更する場合は JAF 国内競技車両規則第 3 編 5 章 9 条9.4.5の規定と推奨条件を満たすこと。また、後部座席ヘッドレストについては競技中のみ取り外すことが認められる。

13-7)障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着する事が出来る。但し健常者の使用は認められない。

13-8)ヒーター・エアコン

ヒーター及びエアコンの取り外しは認められない。また正常に機能していなくてはならない。

13-9) データロガー

取り付け・搭載は認められない。

13-10) ラップタイム自動計測装置

ラップタイム自動計測装置等の搭載は部品の取り付け・配線も含み認められない。

13-11) インナーミラー

インナーミラーの加工・変更等の改造は認められない。

第14条 アクセサリー部品

JAF 国内車両規則第4編付則に定められた「アクセサリー等の自動車部品」であっても、下記及び当該車両規定に定めるもの以外は、取り付け・取外し・変更は認められない。

〇取り付け・変更が可能な部品

コーナーセンサー、コーナープロテクター、ドアエッジプロテクター、ナンバーフレーム、サイドパイザー、スカッフプレート、警音器、空気洗浄機、ナビゲーションシステム、音響／映像機器、盗難警報システム、ETC 車載器

〇取外しが可能な部品

アンテナ

第15条 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、出来る限り加工・変更等の改造の範囲を最小限に留めた車両で、平等な条件の下に一人でも多くの人が「VICIC NO－Vitz Series 2016」に参加出来ることを目的として作成されたものであり、本規定の解釈に万一疑義が生じた場合は当該大会技術委員長の解釈をもって最終とする。

第16条 本規定に記載されていない項目

本規定に記載されていない全ての項目は、各大会の特別規則書及び公式通知により示される。なお、本規定の変更や解釈は、VICICブルテンとしてVICICより公示される。

VICIC NO- Vitz Series 2016

付則 : Vitz SPC 10 (1000cc) Class 競技規定

第１条 総則

大会名称
VICIC NO-Vitz Series 2016
大会開催日
VICIC NO-Vitz Series 2016 と同日開催(混走レースとなります。)
SPC10(1000 cc)クラスは単独レース大会とする
※シリーズ戦ではありません。

第2条 賞典

各大会賞典
１位 JAFメダル トロフィー
２位 JAFメダル トロフィー
３位 JAFメダル トロフィー

第3条 参加資格

VICIC NO-Vitz Series 2016
競技規則第４条に準ずる。

第4条 参加申込

VICIC NO-Vitz Series 2016
競技規則第１２条に準ずる。

第5条 車両の交換

参加受付後の車両の交換は、いかなる場合も認められない。

第6条 大会期間中のエンジン交換

当該大会期間中のエンジン交換は、いかなる場合も認められない。

第7条 大会期間中のトランスアクスル交換及び作業

当該大会期間中のトランスアクスル交換及びトランスアクスルの脱着及び本体の分解を伴う作業は、認められない。

第8条 ボディーの修復

ボディーの修復に関しては、原形への復帰に限り認められる。
この際は技術委員長に申告の上、指示に従って作業を行うものとする。

第9条 タイヤ

一般市販ラジアルタイヤを使用する。(本付則「車両規定」を参照のこと)

第10条 燃料

競技車両が大会参加時に使用する燃料は一般市販ガソリンを使用する。

第11条 エアバックコンピューター

公式車検開始前までに、エアバックコンピューターのコネクターを切り離しておくこと。また、競技中も常にその状態を維持していなければならない。
なお、競技終了後公道走行チェック時には当該コネクターを接続しておくこと。

第12条 公式車両検査

公式車両検査に合格した車両は、いかなる改造(加工、交換、追加、変更)も認められない。また、使用や事故による磨耗や損傷した部品の交換(修復)は当該大会技術委員長の許可を受けた上で行う事とする。
その際、当該車両は再車両検査により承認を得なければならない。

第13条 レーススタート方式

レーススタート方式はグリッドスタートとする。
予選タイムの早い順にスターティンググリッドが決定される。

グリッド位置は NCP131,NCP91（1500cc）の後位置とし、各レースとも7台分のスターティンググリッドを優先的に SCP10 参加車に確保する。

第14条　車両保管（車両の場外持ち出

（競技規則第23条と同じくする）

第15条　車両整備

（競技規則第24条と同じくする）

第16条　公道走行チェック

（競技規則第25条と同じくする）

第17条　本規定に記載されていない項目

本規定に記載されていない全ての項目は、各大会の特別規則書及び公式通知により示される。
なお、本規定の変更や解釈は、VICICブルテンとしてVICICより公示される。

付則 : Vitz SPC 10 (1000cc) Class 車両規定

第1条 車両

参加車両はトヨタ自動車株式会社の製造するトヨタVitz SPC10（1000cc）型とし、本規定で定められていない項目については、2016年JAF国内競技車両規則第3編第5章「スピードSA車両規定」に従っていなくてはならない。また、道路運送車両法の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならない。

第2条 安全規定

1） ロールケージ

JAF国内競技車両規則第3編第5章 1.4)「ロールバー」に従うこと。
ロールバーの取り付けにより後部乗車のための室内高の確保及び乗降口等の確保ができない場合には、乗車定員の変更のための構造変更手続きを行うこと。
また、乗員保護のため頭部等に接触の恐れがある部位については、緩衝材で覆わなければならない。

2） 安全ベルト

ワンタッチフルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務付けられる。
JAF 国内競技車両規則第3編第5章 1.2)「安全ベルト」に従うこと。
乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

3） けん引用穴あきブラケット

車両の前後に下記要件を満たすけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。

①材質はスチール製
②最小内径50mmで内径角部にはRをつけること。
③板製の場合の最小断面積は1cm2
④丸棒の場合の最小直径は10mm
⑤黄色、オレンジ色、赤色のいずれかに塗装されていること。
⑥車両全長より突出しないこと。

※ レース終了後の公道走行チェック時にフロント側牽引用穴あきブラケットは取り外しておかなければならない。

4） 消火装置の装着を推奨する

装着する場合は、JAF国内競技車両規則第3編第5章第1条 1.3 に従うこと。

5） サーキットブレーカー/イグニッションスイッチ

サーキットブレーカーの装着は自由とする。
装着する場合は、JAF国内競技車両規則第3編第5章第1条 1.5 に従うこと。イグニッションスイッチは、その位置が容易に確認できるように黄色で明示しなければならない。

6） 床

フロアカーペットは取り外しておくことを推奨する。

7） オイルキャッチタンク

オイルキャッチタンクの装着を推奨する。
装着する場合は、JAF国内競技車両規則第1編第 4 章第 19 条に従うこと。但し、ブローバイガス還元装置は当初の機能を有すること。
（大気開放は許されない）

第3条 改造規定

JAF国内競技車両規則第3編第1章の一般規定、第5章の安全規定及び一般改造規定に定められていない項目は全て当初のままで、変更、改造、装着は一切許されない。
国内で販売されていた同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される。
また同一型式車種にレス仕様がある場合、加工をしない方法で同一の仕様にすることは許される。但し、ダイアグシステム（故障診断システム）において異常と診断される状態であってはならない。
道路運送車両法に基いてハンドドライブ仕様に改造された部位（クラッチ、シフトレバー、アクセル、ブレーキペタル、ステアリング、等）はJAF国内競技車両規則第 4 編アクセサリー等の自動車部品に従い、車両の性能向上が目的とされないことを条件に認められる。

1） エンジン及び補機

① エンジン本体

エンジン本体は純正仕様のまま搭載されていなくてはならない。
純正仕様と異なる一切の加工・変更・改造は認めない。
補修を目的とした修正は許される。
当該自動車製造者が当該エンジンの補修用としている部品の使用は認められる。

② フライホィール

加工は認められるが、他のものに交換することは許されない。

③ ピストン

当該自動車製造者が当該エンジンの補修用として設定しているピストンの使用は認められるが、気筒容積別クラスを超えてはならない。

④ エンジンマウントおよびミッションマウント

エンジンマウントブッシュおよびミッションマウントブッシュは、ブラケットの形状、取り付け位置を変更しないことを条件に、変更、加工は許される。
但し、カーボン材の使用は禁止される。

⑤ ラジェター

ラジェターファン、リザーブタンクを含め、変更および取り外しは許されない。
ラジェターキャップ圧力の変更、ヒートインシュレターの取り外し、ホース類の変更、水温計測用温度センサー取り付けのための加工、ラジエターファンを強制的に駆動させるためのON．OFFスイッチの装着は許される。
冷却を目的とした、導風板、ダクトの変更や取り付けは認められるが、いかなる場合も車体から突出してはならない。

⑥ サーモスタット

変更および取り外しは自由。但し、取り付け部の加工は許されない。

⑦ オイルポンプ

変更および改造は許されない。
当初より装着されていない車両へのオイルクーラー装着は許されない。

⑧ オイルフィルター

変更は自由。但し、取り付け位置の著しい変更は許さない。

⑨ オイルパン

オイルの偏り防止を目的としたセパレーターの取り付け、油温計測用温度センサー取り付けのための追加は許される。

⑩ バッテリー

搭載位置の変更は認められない。容量、取り付けブラケットの変更のみ許される。なお、＋端子は短絡を避けるため確実に絶縁処理を行い、取り付けはバッテリーを堅固に固定するものであること。

⑪ オルタネーター

一切の変更及び改造は許されない。

⑫ E．C．U

当該車両に販売当初より装着されているECUをのぞき、一切の変更及び改造は許されない。

⑬ 点火系統

ハイテンションコード及び点火プラグの変更に限り許される。

⑭ セルモーター

一切の変更及び改造は許されない。

⑮ 吸気・排気マニホールド

一切の変更及び改造は許されない。

⑯ エアクリーナー

エレメントの交換、取り外しは許される。
エアクリーナーケース、配管の変更及び改造は許されない。

⑰ マフラー及び排気管

マフラー及び排気管の変更は認められる。
但し、暖気運転後アイドリング状態において CO：1％ HC：300ppm を超えないこと。

2） シャシー

① クラッチ

作動方式、数量の変更が無ければ、クラッチカバー及びクラッチディスクの変更は認められる。但し、カーボン製の使用は認められない。

② トランスミッション

変速比の変更はボルトオンを条件に認められる。

③ ディファレンシャル

ファイナルギヤの変更はボルトオンを条件に認められる。
LSDのボルトオンでの取り付けは認められる。

④ 制動装置

ブレーキパット、ブレーキシュー及びブレーキホースの変更は認められる。
それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは認められない。
操作性を向上させる目的で、操作装置（ペダル、レバー等）に必要最小限の曲げ加工を行うこと、また、ペダルパットの変更及び装着は認められる。

⑤ ブッシュ類

サスペンションブッシュ類は形状と取り付け位置の変更が無いことを条件に、硬度の変更は認められる。

⑥ サスペンションスプリング

取り付け位置、数、の変更をしない限り、スプリングシートも含めて交換は自由とする。
但し、ジャッキアップ状態でスプリングの上下方向に遊びがあってはならない。

⑦ ショックアブソバー

取り付け位置、数、作動原理の変更が無ければ交換は自由。
遠隔操作による減衰力調整機能、別タンク式への変更は認められない。

⑧ フロントバンプラバー

自由とする。

⑨ スタビライザー

変更及び取り付け、取り外しは認められるが、取り付けはボルトオンによるものに限定される。

⑩ アーム（ロアアーム、テンションロッド）

交換、加工は認められない。

⑪ アッパータワーバー

フロントについてのみ、サスペンションストラットアッパーサポート取り付けナット使用して取り付けることを条件に認められる。

⑫ ロワーブレース

変更及び取り付けが認められる。リヤに装置する場合は、左右のアクスルビーム取り付け部及びフロアサイドメンバーの既存の穴を使用して、ボルトオンで取り付けることを条件とする。

⑬ タイヤ及びホイール

A. 当該車両製造者発行による量産車カタログの同一車両形式に記載されているタイヤサイズを基準とし、幅を最大±10mm、ホイール径を最大±1インチまで変更することができる。
B. タイヤは一般市販タイヤとし、競技専用タイヤの使用は認めない。また、フロント及びリヤは同サイズ、同銘柄の

タイヤを使用すること。

C. ホイールのオフセットは自由。但し、タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触してはならない。

D. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°後方50°の範囲でフェンダーから突出しないこと。ホイールはスチール製、またはJWL/ VIA マークのある軽合金製とする。

E. ホイールナットは材質及び形状の変更は許される。但し、ホイールディスク面より突出しないこと。

F. 常にタイヤのいかなる部分のスリップサインも出てはならない。また、タイヤ中心より両側50mmの範囲内は、常にタイヤの溝深さを 1.6mm以上有していなければならない。

G. タイヤの加工は許されない。

H.タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤の塗布等は許されない。

I.ホイールスペーサーの使用は認められない。

3） 車体

① 全長及び全幅

変更は許されない。

② 全高

いかなる場合も最低地上高9cm以上を確保していなければならない。

③ 自動車登録番号標

取り外し及び移設は許されない。

④ アクセサリー部品

JAF国内競技車両規則第 4 編スピード車両規定付則「アクセサリー等の自動車部品」に定められた部品で、当規則で許されている部品に限り装着及び変更が許される。但し、レースに不必要と判断され、容易に取り外しができるものはレース時には取り外さなければならない。

⑤ 空力装置（エアロパーツ）

純正オプション部品の取り付け取り外し、及び道路運送法車両法の保安基準に適合した部品の取り付けが許される。

⑥ バンパー

変更及び加工は許されない。

⑦ フロントグリル

純正部品及び純正オプション部品に限り使用が許される。

⑧ ボンネット及びトランク

変更及び加工は許されない。但し、ボンネットファスナー取り付けのための最小の加工は許される。

⑨ リヤーゲートダンパー

レース時には取り外すか、オイル及びガスを抜くことにより作動しないようにしなければならない。

⑩ エンジンアンダーカバー

取り外しは許される

⑪ サイド及びリヤガラス

塗装及び色付きフイルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許さない

⑫ ミラー

室内及び室外ミラーの変更は許さない

⑬ ヒーター・エアコン

取り外しは許されない。 また正常に機能しなくてはならない。

⑭ ラジオ類

取り外しは許される。なお、レース時はアンテナ類は取り外さなければならない。ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

⑮ 補助メーター（計測器）

電気式メーターに限り追加装着することが許される。但し、標準装備されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。取り付けについては、乗員の保護を充分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。

⑯ ステアリングホィール

交換する場合は、JAF国内競技車両規則第3編第5章 9.4.2)ステアリングホィールに従うこと。但し、当初よりエアバックが装着されている車両については、変更は認められず、レース時はエアバックコンピューターのコネクターを外し、作動をキャンセルさせること。（レース後は復元すること）
純正装置以外を使用した位置調整は許されない。

⑰ フットレスト・ニーレスト

装着は許される。

⑱ ペダルカバー及びヒールプレート

変更及び装着は許される。但し、確実に取り付けること。

⑲ 座席

変更する場合は、JAF国内競技車両規則第3編第5章第9条 9.4.4） に従うこと。

⑳ 防音材

室内及びエンジンルーム内の防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される

㉑内装

下記を除き取り外しは許さない。

1. フロアカーペット
2. ロールバー装着に伴う最小限の内装切除

㉒変速レバー

ボルトオンで装着できるものに限り変更が許される。

㉓車体補強

あて板など、材料を用いた補強は禁止される。

第4条 最低重量

750Kg以上
スペアタイヤ等を利用した車両重量の調整は認められるが、確実な方法で固定されなければならない。

第5条 統一解釈

本規定の解釈に疑義を生じた場合は、当該大会技術委員長の解釈を最終とする。

〒250-0012 神奈川県小田原市本町 4-3-43
ビクトリーサークルクラブ（VICIC）
TEL: 0465-22-9346
http://www.japan-racing.jp/vicic/